

第八十四回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第十号

昭和五十三年四月二十日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 岡本 富夫君

理事 大石 千八君

理事 中村 弘海君

理事 貝沼 次郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 玉沢徳一郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 上坂 昇君

理事 瀬崎 博義君

出席国務大臣

国務大臣 熊谷太三郎君

出席政府委員

科学技術庁長官 半澤 治雄君

科学技術庁原子力局長 山野 正登君

科学技術庁原子力安全局長 牧村 信之君

委員の異動

四月二十日

補欠選任

中馬 弘毅君

同日

補欠選任

西岡 武夫君

同日

補欠選任

西岡 武夫君

同日

補欠選任

中馬 弘毅君

同日

補欠選任

中馬 弘毅君

同日

補欠選任

中馬 弘毅君

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

○岡本委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

昨十九日理事小宮武喜君の委員辞任により、理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に小宮武喜君を指名いたします。

○岡本委員長 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。熊谷国務大臣。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○熊谷国務大臣 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

原子力の開発利用は、わが国におけるエネルギーの安定供給に重要な役割を果たすものであります。

りますが、その円滑な推進を図るためには、原子力発電所からの使用済み燃料を再処理し、計画的かつ安全に処分するとともに、回収されたウラン及びプルトニウムをリサイクルさせて使用することにより、限られたウラン資源を有効に利用することが不可欠であります。この再処理は、いわば核燃料サイクルのかなめとも言うべきものでありまして、エネルギー資源に乏しいわが国にとりまして、とりわけ重要な意義を有するものであります。

このような観点から、核燃料サイクル確立の一環として、原子力の平和利用と安全の確保を図りつつ、使用済み燃料の再処理を計画的に推進する体制を確立するとともに、基本的考え方のもとに、これまで動力炉・核燃料開発事業団において、東海村にわが国初の再処理施設の建設を進めてまいりました。本施設につきましては、一年半にわたる慎重な試験を重ねた後、米国との間の交渉を経て、昨年九月から使用済み燃料を用いた試運転に入っているところであり、本年秋には、本格的な操業に入ることとなっております。

もとより、この再処理施設のみをもって今後のわが国の再処理需要に対処することは不可能であります。したがって、当面はやむを得ず、海外への再処理委託と本施設によって対処することとしておりますが、それ以降のわが国の再処理需要に適切に対処していくためには、今後、動力炉・核燃料開発事業団等における技術と経験の蓄積の上に立って、新たな再処理施設の建設を進めていくことが不可欠であります。

加えて、再処理施設の建設には十年以上という長期間を要することを考え合わせますと、その建設準備に一刻も早く着手しなければならぬ時期に立ち至つておると考えます。

現在、再処理事業につきましては、動力炉・核燃料開発事業団及び認可を受けた場合の日本原子力研究所に限り、これを行うことができることとなっておりますが、前述のような諸情勢に対処し、新たな再処理施設の建設に、わが国の総力を結集して当たり得るよう、再処理事業を行うことがで

きる者の範囲を拡大するとともに、それに伴って、再処理事業の規制の一層の充実強化を図る等の措置を講ずる必要があります。

一方、国際核燃料サイクル評価、INFCEの開始等、核の不拡散をめぐる世界の情勢はとみに厳しさを増しつつありますが、わが国としましては、原子力の平和利用と核の不拡散は両立し得るとの基本理念に立脚し、使用済み燃料の再処理とプルトニウムの利用を計画的に推進し得る体制を確立し、もってわが国の自主的な核燃料サイクルを確立するとともに、基本的考え方を国際的にも強く貫いてまいる所存であります。

以上、本法案を提出いたします理由につきまして御説明申し上げます。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

第一は、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所以外の者も、内閣総理大臣の指定を受けた場合には再処理事業を行うことができることとする。ことにより、再処理事業を行うことができる者の範囲を拡大することです。

力研究所に限り、これを行うことができることとなっておりますが、前述のような諸情勢に対処し、新たな再処理施設の建設に、わが国の総力を結集して当たり得るよう、再処理事業を行うことがで

きる者の範囲を拡大するとともに、それに伴って、再処理事業の規制の一層の充実強化を図る等の措置を講ずる必要があります。

一方、国際核燃料サイクル評価、INFCEの開始等、核の不拡散をめぐる世界の情勢はとみに厳しさを増しつつありますが、わが国としましては、原子力の平和利用と核の不拡散は両立し得るとの基本理念に立脚し、使用済み燃料の再処理とプルトニウムの利用を計画的に推進し得る体制を確立し、もってわが国の自主的な核燃料サイクルを確立するとともに、基本的考え方を国際的にも強く貫いてまいる所存であります。

以上、本法案を提出いたします理由につきまして御説明申し上げます。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

第一は、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所以外の者も、内閣総理大臣の指定を受けた場合には再処理事業を行うことができることとする。ことにより、再処理事業を行うことができる者の範囲を拡大することです。

第二は、再処理事業者は、再処理施設について内閣総理大臣の使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととする等、再処理事業の規制に關しその充実強化を図るとともに、関係規定の整備を行うこととあります。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○岡本委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○岡本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出があります。これを許します。大石千八君。

○大石委員 この核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正、これは大臣の趣旨説明にもありましたように、やはりこれからだんだん問題が深刻化してくるエネルギーの効率化ということのために、特にわが国のように資源小国と言われる国にとりましては、エネルギー確保のためにあらゆる観点からその方策を考えていかなければならないことは当然のことでありまして、そういう問題意識の中からやはりやらなければならぬ法律改正であるというふうに認識をしておるわけでありまして、高度経済成長がしばらく続いた日本が、あのオイルショック以後、低成長に移行せざるを得なくなってきたというような状況の中で、しかもこのままだと大変に深刻ではないかと言われる雇用問題も有効求人倍率〇・五というような状況になっているところでもありまして、雇用問題、国民生活の安定という見地に立つても、どうしてもこの経済を安定成長させていくために最大の努力をしなければならぬ。そのために政府は、最低条件として経済成長率としも七％という目標を掲げておられますし、そして一九八五年から九〇年ぐらいにかけて、国民生活の安定、雇用の安定ということを果たすために、どうしても五、六％の成長はこの十年前後はやはりやっていかなければならぬだろう、このような一つの目標があるわけでございます。それに従いまして、いろいろな経済政策の上でこのような経済成長率を保つていくことは当然行われるわけでありまして、いかに経済政策の上でそのような目標が考えられても、経済成長を達成するためには、必然的に伸びていくエネルギーの確保というものが基本的になければならぬわけで、エネルギーの確保なしに、経済政策のみでこの十年間、年間五、六％の成長を続けていくことは不可能な

わけでございます。そういう意味から言いますと、わが国の場合は資源をほとんど外国に依存している、九〇％の資源依存率でありますし、その最も基本的なものになっている石油に関しては九九・七％という、もう一〇〇％に近いものを海外からの輸入に仰いでいるわけでありまして、そういう意味を考えましても、この経済の安定成長のためにやらなければならぬエネルギー資源の確保ということは、これからのすぐ近い将来、二、三年後とは言わないまでも、もう少し後の、五年から十年くらいにかけての問題としては特に現実化してくるのではないかとこのように思っております。そういうような状況でございますけれども、この石油にかかわるエネルギーあるいは石油をどの程度これから確保できるかという点、特に中長期の展望から石油をどの程度これから確保していくのか、あるいは石油のみに頼れないという現状から、それにかかわる代替エネルギーを確保する見通しはどのようになっておるか、つまり経済成長をさせるためのエネルギーを確保するための、特に中期的な見通しということをお願いしたいと思います。

○山野政府委員 将来の経済安定成長にとりまして、エネルギーの需給問題というのが大変重要な問題であるということは先生御指摘のとおりでございます。私どももそういう意味合いにおきまして、長期のエネルギーの需給の安定化ということについて政府全体として努力をいたしておるところでございます。

現在のところ、昨年の九月の総合エネルギー対策推進関係会議におきまして、通産省から提示されました需要見通しというものが関係関係によって了承されておりまして、これが現時点におきましてわが国の長期エネルギーの需給見通しであり、かつまた諸施策の努力目標にもなっておりますわけでございます。それは、できるだけエネルギーの輸入依存度を減らして自給率を高める、それがまた安定供給への道であるという基本的な考え方に沿っております。

その見通しによりますれば、官民挙げて省エネルギーとかあるいは新エネルギーの開発等に努力をするという対策促進ケースと呼ばれておるものを例にとりますと、昭和六十年時点ではなおかつ輸入石油を四億三千二百萬キロリットル、全体の約六五・五％の輸入を予定いたしておるわけでございます。それよりさらに五年おくれまして昭和六十五年時点と取りましても、なおかつ輸入石油は五七・一％という数字になっておるわけで、今後この需給の安定を図るためには、引き続きできるだけ輸入依存をしない新エネルギーの開発というものが必要不可欠でございます。私どもとしては、水力とか地熱といったふうな純国産エネルギーの研究開発努力というものを続けるのは当然でございますが、これに加えまして、近々うち、最も量的に石油代替エネルギーたり得る原子力というものが最も重点を置いて開発を進めてまいりたいと考えております。

この原子力に着目いたしますと、昭和六十年年度が対策促進ケースで約三千三百万キロワットという目標になっておりまして、これが全一次エネルギーの七・四％ということになっており、電力設備容量ではたしか一八・数％になっておったかと存じますが、これを今後ともできるだけ大きなシェアに持っていきたいというのが私どもの考えであるわけでございます。なお、原子力の開発目標値につきましては、ただいま原子力委員会におきまして長期計画の見直しという作業をいたしております。恐らくこの六十年年度の三千三百万キロワット前後になるとは思いますが、ことしの夏ぐらいに最終案を得るといふ運びになっております。

○大石委員 エネルギーの自給率を高める、つまり海外からの輸入資源に頼るのではなくて、国内で開発して自給率を高めるといふことで、やはりその中の基調となる中心的なものが原子力であるということには万人の認めるところではなからうかというふうに思います。

そこで、原子力の平和利用ということはどういう二

十年來言われていることでありまして、これは、国内的にも国際的にも、原子力の平和利用というものを推進していくという雰囲気は最近に始まったことではない。二十年來言われているところでございますけれども、実際問題としては、原子力の平和利用のために原子力発電所の建設なども推進していかねばなりません。これが平和利用の名のもとに幾らやっても、やはりかつての日本が唯一の被爆国であるということもありまして、あるいは企業に対する国民の不信感というものもありまして、そういう点が重なって原子力の発電所建設を進めることにおいて大分障害がある、なかなか建設がスムーズに進んでいないという現状でございますけれども、熊谷国務大臣は、以前から原子力の発電所に関しまして御熱心な推進もされましたし、そのための立地条件の整備ということに関しても、並み並みならぬ御熱意を示しておられたわけでありますけれども、今後、これは何とでも住民の理解というものが必要でありますので、数字の上で計算をしてもなかなかそのまま推進するものではない。その辺の住民感情も十分に考慮しながら、発電所建設のために努力をしていかぬといふわけでありまして、今後の原子力発電所の設置のためのいろいろな問題点、それから努力すべき点をお伺いしたいと思います。

○熊谷国務大臣 先ほど来お話のありましたように、わが国のエネルギー源を確保いたしますことは、わが国にとつてきわめて重要な課題でございます。これらのエネルギー全般の問題に関しましては、主として通産省などを初めといたしまして、それぞれその推進を図ってきておられますが、特にわれわれ科学技術庁といたしましては、原子力の平和利用を推進するといふたてまえから、原子力発電の推進については至大な関心を持っております。ところで、原子力発電の推進がなかなかかはかしくまいらないということも御指摘のとおりで

でございます。これにつきましてはもちろんいろいろの原因がありますけれども、つづめて言いますと、立地地元住民の理解不足といえますが、反対というか、それが大きなネックになっているところについては、これを大いに押し上げるまでもないところでありまして、そこで、何とかして立地関係住民の方々の理解と共鳴を得ることが重大なポイントになってくるわけでありまして、どうしたらそういう点を推進していきけるかということになりますと、いろいろの考え方があろうかと存じますが、私どもの乏しい経験から考えますと、やはり何とかしてしましても反対の根本原因というもののについて検討して、その解明を図っていかねばならぬというところになるかと思うわけでありまして、

そこで、現在地元においてあらわれております反対というものの本質を考えてみますと、大体二つになるかと考えているわけでありまして、

それは、一つは非常に強い反対でありまして、場合によっては反対のための反対と考えなければ理解のできないような反対、そういうものが一つあるように思っています。

それからもう一つは、これはやはり原子力発電ということが非常に新しいエネルギー源でありますので、ことに放射線を出すといったような原因もありまして、原子力発電所に対する不安あるいは疑念、そういったものが中心になって自然反対する、こういう趣旨の反対もあるかと考えるわけでありまして、

そこでわれわれとしましては、どちらの反対もぜひ御理解願って賛成していただかなければならぬわけでありまして、まずもってさつき申しましたうちの第二の反対、つまり別に基本的に反対とか賛成とかというのではないが、疑念や不安があったり、そして結局反対せざるを得ないといったような、そういう反対に対する方法がまだ十分確立されていないのではないかと、このように考えるわけでありまして、

と申しますことは、現在わが国で八百万ないし最近の状態によりますと約九百万キロワットの原

子力発電所があるわけでございまして、それぞれ受け入れてもらっております府県あるいは市町村等があるわけでございまして。これらは一応御理解の上、受け入れてもらっているわけでありまして、しかし受け入れてもらいながら、なおかつ、逐年いろいろの同じような要望が繰り返されているという実情であります。

ということとは、せっかく受け入れてもらっております地元の府県や市町村と政府の間にも、なお原子力の推進、理解に関して不十分な点がある、こう考えざるを得ないと思うわけでございまして、そこで、何とかしてそういう点を解消して、政府とそれから受け入れてもらっております府県なり市町村との間のすきがない渾然一体となったそういう状態を確立していく、これが第一の反対も第二の反対もおのずから解消していく道ではないかと考えているわけでありまして、

こういうふうな府県も市町村も政府とよく理解が通じて、そして政府と同じような方針でいろいろな施策を進めていただきますならば、おのずからそういう不安が解消していく、こういうふうに思っておりますので、御承知かと思っております、本年の一月に原子力発電立地推進懇談会というものを設けまして、その第一回の会合を一月に開いたわけでございまして、そのときに、従来の要望なりあるいは現在の段階におきますいろいろの問題点をいろいろ開陳いただきまして、そしてそれを鋭意目下検討している最中でございまして、それらの結果を近く、来月早々に第二回の懇談会を開きましてそういう点も詰めてまいりたい。そういう会を今後逐次重ねてまいりたい、そして立地関係の地元の方々の御理解を得ていく、これを一つ考えているわけであります。もちろんいろいろの方法がございまして、もっと重要な問題もあるかと思っておりますが、現実には即した一つの立地問題の解決策として、そういうことを特に私どもが考えて実行に移しておるといふことを御理解いただければ、大変幸いかと存ずるわけでござい

○大石委員 確かに、大臣述べられませんでしたけれども、これは通産省などの意向もありまして、交付金の増額とか、そういういろいろな財政的な裏づけなどを加えることによって促進をすること、もちろん考えられているようでありまして、それ

も、まさに大臣のおっしゃるようには、やはりこの問題は安全に対する住民の信頼ということがまず第一でありますので、そういう点では、今後ともその基本の問題に関して、誠心誠意住民の信頼感を得るための努力を続けていただきたい。何と言いましても基本的なことが解決されなければ、いかにほかの手だてを講じたとしても、これは推進するという方向には行かぬだろうと私も考えますので、ぜひ大臣の御高説とおり今後とも努力していただきますように御期待を申し上げる次第でございます。

さて、原子力発電と原子力の平和利用ということ、言ってみれば資源のない日本の国のエネルギーの自給率を高めるといふことは、先ほど局長の御説明にもございました。しかし、この原子力の開発そのものの自体もウランという資源を必要とするわけであります。さらにエネルギーの自給率を高めるといふことになりまして、そのウラン燃料を有効に使うことがさらにエネルギーの自給率を高めることにつながるとは申し上げるまでもございせん。そういう意味では、今度わが国にとりましての自主的な核燃料サイクルを早急に確立していくという必要性が、もう一面で大変重要になってくるのではないかと考えます。そのために、去年の九月でございましたが、東海村で再処理施設の運転を始めていくということでござい

する問題として非常に心配だという点があるろうと思っておりますが、そういう民間委託という意味も含めて、今後の再処理へのわが国としての心構えをひとつお聞きしたいと思っております。

○山野政府委員 核燃料サイクルの需給上、できるだけ各ステージにわたって自給率を高めるための努力を進めておるわけでございまして、その中で再処理の需給関係はどうなっておるかというのを申し上げますと、先ほど御説明申し上げました原子力発電規模、すなわち昭和六十年までに三千三百万キロワット、六十五年までに六千万キロワットという原子力発電規模を前提としました際にどういうふうなことになるかと申しますと、昭和六十五年までに再処理の必要な使用済み燃料の量が約八千二百トン出るわけでございまして、この八千二百トンのものを再処理する必要があるわけでございますが、ただいまのところは先生御指摘のように、動燃事業団の東海再処理工場が試運転をしておるだけでございまして、早急にわが国にこの再処理需要を賄い得るだけの再処理施設というものををつくる必要があるわけでございまして、大体昭和六十五年ぐらいを目標としてその建設に着手したいというふうな私どもは考えております。この規制法の改正案というのは、まさにそのための改正の御審議をお願いしておるわけでござい

ます。

その間のつなぎとしましては、すでにヨーロッパに委託しておりますものに加えて、昨年の九月にフランスに千六百トンばかりの使用済み燃料の再処理委託契約を結びましたし、また近々のうちに、英国に對しまして千六百トンの使用済み燃料の再処理委託契約というものを結ぶつもりでおります。これらを、わずかでございまして、東海再処理工場の玉処理供給量と合わせますと、先ほど申し上げました八千二百トンという需要にはば見合う。これは若干不足ではござい

ますが、ほぼ見合うだけの数字になり得るわけでございまして、民間による第二再処理工場ができる

までの間は、不本意ながらそういうふうには海外委託によって需要を賄っていくというふうな考えております。

○大石委員 そこで、東海村の再処理工場がスタートしたわけでありませうけれども、スタート当初はいろいろ不備な点等も指摘をされていますが、その前途をやや心配をされたわけではございませう、その辺の事情、そしてその後の状況など御説明をいただきたいと思ひます。

○山野政府委員 動燃再処理工場の最近の運転状況でございますが、日米協定決定後、昨年の九月二十二日に使用済み燃料の再処理を開始したわけでございますが、昨年中に原子力研究所のJPD Rという、動力試験炉の使用済み燃料約三・三トンの再処理を実施いたしました。ことしの二月から東京電力の福島一号炉、これは沸騰水型でございますが、これの使用済み燃料約四・七トンの再処理を開始いたしました。三月中にその再処理を終えております。ただいまこの再処理の結果について分析等の作業をしておるという状況でございます。

今後の予定としては、関西電力の美浜二号炉、これはPWR型でございますが、これの使用済み燃料の再処理を予定いたしております。これをことしの夏ぐらいいままでに済ませまして、その後ことしの秋から本格運転に入る、そうして来年の秋ぐらいいままでに日米共同決定で合意いたしております九十九トンの再処理を終了したいというふうな考えをしております。最近、動燃再処理工場もおりとスムーズに運転されておるというのが近況でございます。

○大石委員 東海村の再処理工場は規模も小さいわけでありませう、将来商業用として実用化していくためにはもちろんこれでは大変に不十分でございます。そのために民間委託というような面も考えながら、さらに実用化された場合に、さらに効率をよくなるための工場の建設促進ということをやっていくかなければならぬわけでありませう。そのために本法案を早期に成立させるということも

わが国の重要なエネルギー対策上から必要なわけでございますけれども、それまでには大変長いリードタイムもかかるということになります。そういうことから考えた場合のこの後の工場の建設に関しては、やはりいまは具体的に日本の再処理工場を少しでも早く実用化していくためにはどのような手だてをしなければならぬのかということに關しては、いま科学技術の方ではどのようなお考えをございませうか。

○山野政府委員 ただいままでのところ、私どもは動燃の再処理工場の建設、運転につきましましては、海外の技術に相当大幅に依存してまいりましたわけでございますが、今後はできるだけこの貴重な建設、運転の経験、技術というものを最大限に活用して、第二再処理工場の建設を進める必要があるかと考えます。

それによりましたけれども、これまで民間の濃縮・再処理準備会という組織が検討いたしました結果によりましまして、商業規模の再処理施設を計画いたしましたから運転に入りますまでに大体少なくとも十数年、まあ十三年程度と云っておりますが、十数年の年月が必要であるということも言われておりますので、先ほど申し上げました技術の活用に加えて、非常に前広な諸準備の開始ということが必要かと存じます。

そういう意味で、ただいま御審議いただいております法案を一日も早く成立させていただきたいと願う次第でございますが、それにあわせまして、産業界の方もできるだけ早くしかるべき準備組織をつくりまして、所要の準備に着手していただくように指導してまいりたいというふうに考えております。

○大石委員 そこで、国内の問題としては、やはり広く国民の理解を得て再処理工場が促進され、そしてエネルギー問題の解消といふことが解決に向かつていく体制を整えていくことが非常に大事だと思ひますが、問題は国内のことだけにどまらないうで、去年の日米再処理交渉に見られるように、特にアメリカが核拡散の防止のために、

いままでは核の平和利用の促進というところをうたっていたながら、最近では核拡散の防止という観点からこの再処理に關してプレキをかけてきている。まあ幸い去年の日米交渉では、二年間の猶予期間——INFCEで二年間であるという調査をし、そして核の平和利用のためにこのINFCEというものを一つつづけてやっているとございませうが、二年後にはさらにその結論によってどうなるかわからぬという面も一つあるわけでございます。

核の平和利用を推進しながら、これが一方では核の拡散になるのではないかとこの心配——わが国におきましては当然原子力の平和利用に限られておりますので、わが国の問題としては、世界の国の中で、たとえばアメリカが日本に対して厳しいチェックをするという心配をしてもう必要もないが、わが国としては平和利用に對しては国民の気持ち強い、核兵器をつくるということに對する国民の反対の気持ちも強いわけでございます。それから、その点は私は、なお一層そういう機運を国内でも盛り立てていって、平和利用に限るということ、わが国の国是としてこれから進んでいくべきだ、こういうふうに思ひますが、全体の問題としては、わが国のそのような主張が必ずしも入れられかねるという面があるわけでありませう。

一方においてINFCE加盟国は四十カ国程度でございますけれども、その中で実際に核保有をしていいる国が六カ国、しかし潜在的に核保有できる能力を持つ国と見られるのが二十カ国ぐらいいるわけでございます。日本も当然その中に入っているわけでございます。またそういうムードを国民的な合意の中で盛り上げていくべきだと思ひますが、現実問題としては、二十カ国ぐらいいが技術的に核兵器をつくる能力を持てるであらうというところ、今日の平和利用をしていくための、特に再処理工場をつくるための一つの大きな国際的な問題があるように思ひわけでございます。わが国はそういう状況の中で、さらにいま大臣や局

長がおっしゃいました再処理施設を進めていくためには、相当の説得力と相当の決意というものがなければならぬと思ひますが、そういう点に關して大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○山野政府委員 先に細かい問題についてちょっと御答弁申し上げておきます。

先生御指摘のように、原子力の平和利用と核の不拡散を強化するといふ、この二つの相反する方向につきましましての調和点を求める作業といふのをINFCEでいま進めておるわけでございます。わが国もこの四十カ国、四国際機関の一員として積極的にこれに参加し協力しておるわけでございます。特にいま議案の対象になつておりますこの再処理につきまして、第四作業部会というのがございまして、日本はその議長国にもなつておるわけでございます。できるだけわが国の主張を貫徹するように最大限の努力をしておるという状況にございませう。

わが国の主張はどういうことかと申しますと、基本的には、世界的な核不拡散を強化しようといふこの流れに對しては、わが国も国際社会の一員として大いに賛成をしておるわけでございます。これにはもちろん応分の協力をしていくわけでございますが、それによつて原子力平和利用の権利が不当に損なわれてはいけないというのわが国の主張でございます。先生もおっしゃいますように、現在の技術、また現在のわが国における政治的、社会的諸要件といったようなものを考えました場合に、わが国においては十分に平和利用を進めながらも、核の不拡散ということとは担保し得るという立場に立つておるわけでございます。そういう主張をできるだけこのINFCEの場で関係国の理解を得るべく努力をしたいという基本的考えでございます。

そういうわが国の主張が果たして通るであらうかという御懸念でございますが、先ほどもお触れになりましたように、米國は新しい核の不拡散法というものを成立させまして、どちらかと申しますと、この原子力問題といふのを核不拡散強化

という側面からアプローチしようとしておるわけ
でございます。これに対しては、いずれこの国内
法をもとにしまして、わが国に対しても協定改定
等の申し入れがあると思いますが、昨年の日米原
子力交渉で見られたような双方の十分な理解があ
れば、本件についても必ずや両国が満足し得る合
意点というのは探し得ると考えておるわけでござ
います。それに対応すると同じ立場で、INFC
E並びにそのINFC Eに引き続きわが国
の原子力開発利用を展開するに際しましては、各
国の協力折衝といったふうなものを進めてまいり
たい。基本路線は核不拡散に協力しながらも平和
利用を進める、その平和利用を進めるに際しまし
て、できるだけINFC Eのごとき国際協力の場
で、広く各国のコンセンサスを得るといのが基
本的考え方でございます。

○熊谷国務大臣 INFC Eの内容、推移等に関
する具体的な経緯につきましては、いま局長から
お答えしたとおりでございます。もちろんお話の
ように、この再処理の問題につきましてもいろいろ
むずかしい問題がありますことは御指摘のとおり
でございます。

やはり第一には、INFC Eなどにあらわれて
おりますように、国際的な理解ということが非常
に大きな問題の一つであると考えます。これにつ
きましては、わが国の従来からの原子力は、平和
目的に徹するということを基本といたしまして、
今後の国際的ないろいろな折衝を進めましてその
理解を深めてまいらなければならぬと思うわけで
ございます。わが国としての基本的な信念はもと
より確立してはおりますが、やはりその点、国
際的により理解してもらおうというためには、今後
ともいろいろ格段の努力も工夫も必要であると思
えまして、そういう点に慎重な配慮を続けてまい
る決意でございます。

先般、原子力委員会の中に、経団連の土光会長
を座長とします原子力国際問題等懇談会というよ
うな一つの組織も設けまして、特にそういう関係
の人々を集めました機関によりまして、そういう

懇談会によりまして、一層そういう国際問題の処
理を強化してまいりたい、このようなことも考え
ているわけであります。

それからもう一つは資金の問題であります。こ
れは再処理だけではありません、今後の日本の所
要の原子力発電所——むしろ研究の面でございます
が、この研究開発を進めてまいりますためには巨
額の資金が必要でございます。これは近いう
ちに原子力委員会としても一つの成案をつくりま
して、そしてこれは非常に大きな問題でございま
すので、内閣全般として、政府全般として御協議
を願ってその結論をつけなければならぬ、このよ
うに考えておるわけであります。資金の問題は決
して簡単な問題ではないということもこの際、一
層の御理解をしていただかなければならぬと考
えるわけであります。

それからもう一つは、技術の問題でございます
が、これはいま、東海村の原研におきまして着々
その試験的な処理事業が進んでおります。これは
今後、日本の現在の水準から言いますならば、私
は必ずこの技術的な問題は処理できると考えてい
るわけでございます。

もう一つは、さっきから言います立地問題で
ございますが、これもいろいろむずかしい問題では
ありますが最近、立地問題に対するあるいは原子
力発電全体に対する国民的な理解が相当広がって
まいりましたように思っておりますので、この点をさ
らに努力しまして立地問題に当たりたい、このよ
うに考えているわけであります。

このようないろいろな問題がありますが、それ
ぞれの問題に際しまして全力を挙げて再処理事業
の推進を図ってまいりたい、そのためには、何と
いたしましてこの法案を一日も早く御理解の上、
成立をお願いしたいと考えるわけでございま
す。

○大石委員 日本のそのような立場を、やはり説
得力を持ってこれからもいろいろな交渉をしてい
く、特に日米間の問題として大事だと思いますが、
アメリカの方の姿勢としては、核不拡散法に見ら

れるように、再処理工場が方々にできるとい
うにしましては非常に強い覚悟で、またそれを防
ぐという姿勢が見られると思えます。

それで、問題になりますのは、日本の場合の主
張は、ウラン資源というものを確保する保証がな
いではないか、そのために再処理が必要だとい
う主張が日本のような国にとつては当然一番大事
な基本的な問題になる、またそれを主張するこ
とから始まるわけでございまして、アメリカは、
そのためにウランの長期の安定供給をして
いくんだということも言っております。

それから、現在の世界の天然ウランの推定埋蔵
量など、出ております予測の数字でございすけ
れども、簡単に言ってしまうと、経済的に使用し
得るウランの資源が大体三十六年ぐらいいだ。こ
れはもちろん予測の数字でございすから正確な
ものではございせんでしょうが、三十六年間とい
うことが言われているわけでございす。いまか
ら三十六年後という二〇一五年ぐらいいだとな
ると思いますが、再処理工場が完成して実用化で
きるようになるのが大体一九九〇年以降、二〇〇
年ぐらいいだと思っておりますが、そうすると、その残
された十五年間より再処理工場の実用化がおくれ
るとするとウラン燃料が全くなるといふ計算
になってくるわけであります。実用化の問題も今
世紀のおしまいの方になるだろうと考えますが、
ウラン燃料が三十六年間はあろうというところ
を考えると、アメリカの考えとしては、何とか
その間持たせて、来世紀になれば、太陽エネルギー
をいままのようにならなものでなくて、相当大き
なエネルギーとして使えるようになるのではない
か、あるいはこれは日本でもぜひ進めていかなけれ
ばならない問題でございすけれども、核融合の
研究の推進ということになりまして、一九九〇年
以降に実用化されるであろう核燃料の再処理の施
設のために、いまから危険な核兵器がつくられる
可能性のあるようなものをつくっていくことのメ
リット、デメリットというふうなそんなちっけけ
なものでなくて、非常に幅の広い人類的なメリッ

ト、デメリットの問題になりますけれども、果た
してそのように将来にしか実用化できない、もし
てウラン燃料は三十六年ぐらいいだ、そういうメ
リットと、それから現実問題として起こり得るか
もしらぬという核兵器の核拡散していくのではな
いかという問題、この辺を、アメリカが考えてい
ることは相当デメリットの方が大きいのではない
かという主張を、ある意味では日本の心構え全体
として相当持っておりますと、相当説得力を増
してくるのではないかと感じいたします。

しかも、日本の立場でどうしても必要だとい
うことでなくて、世界的に、国際的に見地に立つた上
での再処理工場の必要性というのも一面で主張
していきません、日本の国内だけの問題では、
世界全体のことを考えているアメリカの主張には
やはり説得力において弱い面もあるかもしれぬ。
日本もそういう意味においては、国内の事情だけ
でなくて、その国際的な問題の中で、アメリカの
そういう主張にまきこまれるだけの説得力というもの
を、日本の国内事情を離れた場でまた持つ必要が
ありはしないかというように私は考えるわけであ
りますけれども、日本の立場としては、日本が資
源小国であり、どうしても必要だといふこと以外
に、国際的な見地から、核拡散よりもさらに世界の
資源を有効に使っていくというこのメリットを
強調する、説得力というものをやはりこれから考
えていくべきではないかというふうに思っています。

これは私の意見でございすからお答えいた
だなくても結構でございすけれども、その辺を
ひとつ今後とも考えていっていただきたいとい
うふうに思っております。

それから再処理事業の民営化ということを考え
ていく上におきまして、何といたしても、これを民
間に委託することに對して、国民の間からもそれ
でよろうかという声も出てくることは当然予想
されることとございす。その場合に何が問題か
という、やはり民間委託した場合の安全性の問
題ですね。これを商業ベースに乗せるためにどう
してもそういう点が無視されはしないかというこ

と、デメリットの問題になりますけれども、果た
してそのように将来にしか実用化できない、もし
てウラン燃料は三十六年ぐらいいだ、そういうメ
リットと、それから現実問題として起こり得るか
もしらぬという核兵器の核拡散していくのではな
いかという問題、この辺を、アメリカが考えてい
ることは相当デメリットの方が大きいのではない
かという主張を、ある意味では日本の心構え全体
として相当持っておりますと、相当説得力を増
してくるのではないかと感じいたします。

とで、安全面から民間委託に対して反対の声が出てこないとも限らぬと思いますが、そういう点では、民間に委託した場合の安全の確保を考慮しておかなければならぬし、その心構えがあつてこそ、初めてこの法案が成立を見るわけでございますから、そういう意味において、民間委託した場合の安全確保という問題をいまだのように科技庁としては考へておられるか、御説明いただきたいと思ひます。

○牧村政府委員 再処理工場の安全ということはきつて重要なことでございまして、現在、動燃事業団におきまして再処理施設の運転に当たりまして、規制法並びに動燃事業団を監督する立場としての科技庁として、十分な措置を講じておる次第でございますけれども、先生御指摘のように、第二工場を民営にした場合に、現在私どもが行っている以上に十分な措置を講ずることは当然必要な問題と考へておりました、今回の法改正によりまして、第二工場を対象にした際に、必要最小限の申しますか、万全の規制強化を図つておると考へております。

その点につきましてやや具体的に申し上げますと、まず、民間の再処理工場を今回の法改正で、たとえば原子力発電所のようにだれにでもできるような制度をとつていないということ、これは指定制度を設けたということでございます。

この指定制度と申しますのは特許的な制度でございますまして、一定の資格を持った者に限り指定して事業を行わせしめることができるようにしてあることでございます。これは安全の確保のみならず、先生御指摘の再処理工場から出てまいりますプルトリウム等を計画的に管理し、利用していくということの面からもこういう制度をとらしていただいております。

そのほか、現行制度にございませぬ施設の安全規制につきましては、使用前検査の制度を設けること、あるいは定期検査の制度を設けること、また施設ができ上がりまして、この施設の運転計画であるとか、プルトリウムの利用の考え方とか、

こういうようないろいろな使用計画の届け出の義務を課するというような制度を新設させていただきます、このように考へておる次第でございます。それから、もう一点おたいしましては、法令的にはございませぬけれども、ただいま国会で御審議いただいております安全委員会の設置をお認めいただきますと、すでに私どもは準備を開始しておりますけれども、この第二再処理工場の安全規制を行うためのいろいろな技術基準、安全規制のための基準とか目安とか、線量管理の目安というようなものにつきましても、動燃事業団の再処理施設の経験を踏まえ、また、外国の同様の基準等の調査等をいたしまして体制を整備いたしたい、こういうふうに考へております。

それからもう一点、このたゞいま御審議願つております基本法の改正が行われますと、安全委員会ができるわけでございますが、私ども科技技術庁が行います規制あるいは安全審査につきまして、必要なダブルチェックを安全委員会が行うというふうな制度に相なりまして、十分安全を確保し得る体制が確立されるものと期待しておる次第でございます。

○大石委員 時間も来ましたので、最後にもう一言。

プルトリウム抽出の際の安全ということ、特に、プルトリウム抽出の場合、他にみだりに使われる、あるいはテロリストあたりがそれを利用する心配はないだろうか。日本の場合は、そういう可能性はいまの状況では非常に少ないと思ひますけれども、そういう点もやはり考慮しておかなければならない。そういう点での安全対策という面も、しっかりやりやうといかなければならぬが、その点に對する御決意を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○熊谷国務大臣 安全問題、それから特に核ジャックの問題に對する御心配でございますが、これは、特にプルトリウムなどを扱いますので、非常に大きな問題であることは御発言のとおりでございます。いろいろな具体的方策が考えられる

わけでございますが、そういうあらゆる方策を推進いたしまして万全の体制をとつてまいらねばならぬ、このように考へております。

○大石委員 それでは、これで終わります。

○岡本委員長 次回は、来たる二十六日水曜日午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時五十三分散會

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（事業の指定等）

第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所（日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。）以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の三條を加える。

（指定の基準等）

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前條第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前條第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同條第三項の承認をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、前條第一項の指定又は同條第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的

能力に係る部分に限る。及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。
(指定の欠格条項)

第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのない者
つた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの
(変更の許可及び届出等)

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合において、第一項ただし書の規定を準用する。

4 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第一項ただし書の規定を準用する。

研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

5 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

第四十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。第四十六条の三、第四十六条の五から第四十六条の七まで、第六十五条及び第六十六条を除き、」に、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)」を「再処理施設」に改める。

第四十六条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。
一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。
二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六条の次に次の六条を加える。
(定期検査)
第四十六条の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。
(事業開始等の届出)
第四十六条の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(使用計画)
第四十六条の四 再処理事業者は、総理府令で定

めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
(合併)
第四十六条の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。
(相続)
第四十六条の六 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(指定の取消し等)
第四十六条の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十二條の五の規定による命令に違反したとき。
六 第五十八条の二の規定に違反したとき。
七 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。
十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第四十九条中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六条の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは」に改める。
第五十条の次に次の一条を加える。
(再処理施設の解体)
第五十条の二 再処理事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
第六十二条第二項中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、「附する」を「付

する」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、「加工事業者」の下に「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三項第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承認がなかつたときは」を「承認がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承認がなかつたときは」に改める。

第六十六條第一項中「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を、「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第六十七條の二第二項中「第四十六條」の下に「第四十六條の二」を加える。

第六十九條第一項中「第三十三條」の下に「第四十六條の七」を加える。

第七十一條第五項中「若しくは第二十條」を、「第二十條、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の七」に改め、「第十三條第一項の許可」の下に「若しくは第四十四條第一項の指定」を加え、同条第六項中「申請者を含む」の下に「又は当該再処理事業者（第四十四條第一項の指定の申請者を含む）」を加え、同条第七項中「若しくは第二十二條の五」を、「第二十二條の五（第五十一條第二項において準用する場合を含む）、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項」に改め、「加工事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十二條の二第二項」を、「第二十二條の二第二項（第五十一條第二項において準用する場合を含む）、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項若しくは第五十條

の二第二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。

第七十一條第九項中「又は加工事業者」を、「加工事業者又は再処理事業者」に改め、内閣総理大臣及び通商産業大臣の下に「再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、「再処理事業者」を削る。

第七十二條中「第三條第一項」の下に「若しくは第四十四條第一項」を、「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十四條の四第一項」を、「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を加える。

第七十四條の二第一項第一号中「第三條第一項」の下に「及び第四十四條第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項及び第四十四條の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四條第三項及び第四十四條の四第三項の規定による承認

第七十四條の二第一項第三号中「及び第三十一條第一項」を、「第三十一條第一項及び第四十六條の五第一項」に改め、同項第四号中「第十條第一項」の下に「及び第四十六條の七第一項」を加え、「及び同条第二項」を「並びに第十條第二項及び第四十六條の七第二項」に改める。

第七十五條第一号中「第三條第一項」の下に「又は第四十四條第一項」を加え、同条第二号中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十四條の四第一項」を加え、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四條第三項又は第四十四條の四第三項の承認を受けようとする者
第七十七條第二号中「又は第二十條第二項」を

「第二十條第二項又は第四十六條の七第二項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 第四十四條第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者
第七十七條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 第四十四條第三項の承認を受けないで再処理の事業を行つた者

第七十八條第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第四十四條の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならぬ事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十九條第四号の次に次の一号を加える。
四の二 第五十條の二第二項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十二條第一号中「若しくは第十七條」を、「第十七條若しくは第四十六條の三」に改め、同条第二号中「第三十條」の下に「若しくは第四十六條の四」を加える。
第八十三條中「第三十二條第二項」の下に「第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の六第二項」を加える。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において「新法」という。）第四十四條第三項の承認

があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

2 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四條第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六條第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六條第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）
第三条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 規制法第四十四條第一項の指定を受けた者

理由
原子力の平和利用及び安全の確保を図りつつ核燃料物質の再処理を計画的に進めるため、核燃料物質の再処理の事業について、指定制度を設けることによりその再処理の事業を行うことができる者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。